

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ジョイフル本田君津店
 2 所在地 君津市外箕輪三丁目7番6 ほか
 3 建物設置者 株式会社ジョイフルカンパニー 代表取締役 本田昌也
 4 小売業者名 株式会社ジョイフル本田（業種：住・生活関連品専門店）
 5 変更しようとする事項

（1）駐車場の位置

（変更前）274台

（変更後）274台

（2）駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）6か所

（変更後）5か所

- 6 変更年月日 平成22年2月16日

7 処理経過

- （1）届出日 平成22年2月15日

- （2）公告縦覧期間 平成22年3月2日～平成22年7月2日

- （3）説明会 平成22年3月4日不要承認済み

8 市町村・住民等の意見

（1）君津市の意見

ア 工事期間中は駐車場①の閉鎖により駐車可能台数が減少し、分散していた来店車両が駐車場②に集中するので、駐車場待ちの車両による渋滞が発生しないようスムーズに誘導を行う体制を配備すること。

また、市道外箕輪三丁目11号線からではなく、信号機のある市道外箕輪二丁目21号線から駐車場②に進入させるよう努めること。

イ 市道にかかる変更があるときは、道路法を遵守すること。

ウ 路上駐車のないように努めること。

エ 周辺住民に周知すること。

オ 駐車場から店舗を利用するには、市道の横断が伴うので、安全な誘導を行うこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：5,971㎡
 2 駐車場の収容台数：274台
 3 駐輪場の収容台数：47台
 4 荷さばき施設の面積：650㎡
 5 廃棄物等の保管施設の容量：120㎡
 6 開店時刻：午前9時
 閉店時刻：午後7時
 （ただし年間120日は午後7時30分）
 7 駐車場利用可能時間帯：
 午前8時30分～午後7時30分（ただし
 年間120日は午前8時30分から午後8時）
 8 駐車場の出入口の数：5か所
 9 荷さばき可能時間帯：
 午前6時～午後7時

(2) 住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年7月28日通知

<理由>

- (1) この届出は、A棟前の駐車場①を隔地駐車場②に位置を変更し、それに伴い駐車場の出入口の数が変わるもので、収容台数に変更はなく、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく君津市の意見に対して、
- アについて、駐車場①の閉鎖により不足する駐車台数については、駐車場②において、その他で利用している駐車場にて補完し、全体の駐車場収容台数が不足することがないよう対応します。
- また、駐車場②に交通整理員を配置し、駐車場待ちの車両による渋滞が発生しないようスムーズな誘導を行います。
- 市道外箕輪2丁目21号線から駐車場②に進入させるようジョイフル本田木材館壁面に案内看板を設置し、誘導を行っています。
- イについて、市道にかかる変更があるときは、道路法を厳守し、また、関係機関と調整し変更します。
- ウについて、路上駐車がないよう、交通整理員により対応しています。
- エについて、周辺住民に周知するため案内看板を設置しています。
- オについて、駐車場から店舗を利用するには、市道の横断が伴うため、交通整理員を配置し、交通安全対策を行っています。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 カインズホーム新八街店
- 2 所在地 八街市八街字初番杭は21番24ほか
- 3 建物設置者 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅
- 4 小売業者名 株式会社カインズ(業種：住・生活関連品店) ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積
 - (変更前) 16,640㎡
 - (変更後) 17,348㎡
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
 - (変更前) 1,135台(5か所)
 - (変更後) 865台(5か所)
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (変更前) 134台
 - (変更後) 139台
 - (4) 荷捌き施設の位置及び面積
 - (変更前) 887㎡
 - (変更後) 909㎡
 - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (変更前) 71㎡
 - (変更後) 88㎡
- 6 変更年月日 平成22年10月17日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成22年2月16日
 - (2) 公告縦覧期間 平成22年3月2日～平成22年7月2日
 - (3) 説明会 平成22年3月25日 中央公民館住野分館
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 八街市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：17,348㎡
- 2 駐車場の収容台数：865台
- 3 駐輪場の収容台数：139台
- 4 荷さばき施設の面積：909㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：88㎡
- 6 開店時刻：午前8時
閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前7時30分～午後9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：5か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後7時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年7月23日通知

<理由>

- (1) この届出は、駐車場の位置及び収容台数を減らすものであり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
なお、店舗面積等の変更については、法令上届出の必要がないものであること。
- (2) 法第8条第1項に基づく八街市及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 成東ショッピングセンター
- 2 所在地 山武市成東字鳥井戸1808番1ほか
- 3 建物設置者 株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治
- 4 小売業者名 株式会社長崎屋(業種：総合店) ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の開店及び閉店時刻
 (変更前) 午前9時から午後8時
 (変更後) 午前8時から翌午前1時（長崎屋のみ）
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前8時30分～翌午前0時30分
 (変更後) 午前7時30分～翌午前1時30分
- 6 変更年月日 平成22年3月5日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成22年2月17日
 - (2) 公告縦覧期間 平成22年3月5日～平成22年7月5日
 - (3) 説明会 平成22年3月2日 宮前公民館
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 山武市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：16,179㎡
- 2 駐車場の収容台数：850台
- 3 駐輪場の収容台数：100台
- 4 荷さばき施設の面積：479㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：89㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：午前1時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前7時30分～翌午前1時30分
- 8 駐車場の出入口の数：6か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年7月21日通知

<理由>

- (1) この届出は、営業時間等の変更で、夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は、一部の地点で基準を超過するものの、保全対象側では基準以下であることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく山武市及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 新柏一丁目店舗
- 2 所在地 柏市新柏一丁目4番3ほか
- 3 建物設置者 株式会社東武ストア 代表取締役 玉置富貴雄
- 4 小売業者名 株式会社東武ストア（業種：食料品店）
- 5 変更しようとする事項
 - （1）小売業を行う者の閉店時刻
（変更前）午後9時45分
（変更後）翌午前9時
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前8時45分～午後10時
（変更後）午前8時45分～翌午前8時45分
- 6 変更年月日 平成22年4月1日
- 7 処理経過
 - （1）届出日 平成22年2月24日
 - （2）公告縦覧期間 平成22年3月9日～平成22年7月9日
 - （3）説明会 平成22年3月29日
- 8 市町村・住民等の意見
 - （1）柏市の意見 なし
 - （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年7月28日通知

<理由>

- （1）この届出は、閉店時刻を繰下げ24時間営業に変更し、合わせて、駐車場利用時間も24時間に変更するもので、騒音の予測結果は、変動騒音の来客車両走行音が規制基準値を超過しておりますが、同駐車場は物販以外で既に24時間稼働しており、住民等からの苦情が寄せられていないこと、また、変更に先立って、住民説明会を事前に実施しましたが、特に意見は無かったことなどから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- （2）法第8条第1項に基づく柏市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：2,704㎡
- 2 駐車場の収容台数：111台
- 3 駐輪場の収容台数：135台
- 4 荷さばき施設の面積：126㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：30㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：翌午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～翌午前8時45分
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後9時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 西友北習志野店
- 2 所在地 船橋市習志野台二丁目49番地3ほか
- 3 建物設置者 株式会社旭川島屋 代表取締役 島影昭吉
- 4 小売業者名 合同会社西友（業種：食料品店）ほか
- 5 変更しようとする事項

（1）小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）翌午前9時（1階のみ）

午後11時（2階以上）

（変更後 翌午前9時

- 6 変更年月日 平成22年4月29日

7 処理経過

- （1）届出日 平成22年3月10日
- （2）公告縦覧期間 平成22年3月26日～平成22年7月26日
- （3）説明会 平成22年4月16日

8 市町村・住民等の意見

- （1）船橋市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年8月5日通知

<理由>

- （1）この届出は、店舗2階以上の閉店時刻を繰下げの変更で夜間に及び変更であり、騒音の予測結果は、すべて基準を満たしており、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- （2）法第8条第1項に基づく船橋市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：4,758㎡
- 2 駐車場の収容台数：59台
- 3 駐輪場の収容台数：31台
- 4 荷さばき施設の面積：164㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：52㎡
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：翌午前9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～翌午前8時45分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 マルエツ浦安店
- 2 所在地 浦安市富士見1丁目1957ほか
- 3 建物設置者 渋谷喜一郎
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ(業種：食料品店)
- 5 変更しようとする事項

(1) 小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 翌午前9時(24時間営業)

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時～午後11時

(変更後) 午前8時～翌午前8時

- 6 変更年月日 平成22年4月1日

7 処理経過

(1) 届出日 平成22年3月11日

(2) 公告縦覧期間 平成22年3月26日～平成22年7月26日

(3) 説明会 平成22年3月2日 堀江公民館

8 市町村・住民等の意見

(1) 浦安市の意見

① 駐車場を利用する者(事業者も含む)にアイドリングストップすることを周知すること。

② 24時間営業とすることで、犯罪の発生しやすい深夜から早朝の時間帯の自主防犯対策を図るとともに、事業者自らも「地域の一員」という意識を持ち、自らが犯罪発生
の機会をつくったり、犯罪の温床となる行為は慎み、周辺地域の風紀を乱したりすることのないよう心がけること。あわせて地域や市、警察などが実施する防犯に関する
活動などへ積極的に参加し、犯罪に遭った市民が緊急避難場所とする「防犯かけこみ110番の店」への積極的な参加を求めます。

また警察署と十分協議を図り、24時間常駐の警備員の配置を要望します。

③ 特定施設の設置について、騒音規制法、振動規制法、浦安市環境保全条例で定められた規制基準を守ること。

(2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,773㎡
- 2 駐車場の収容台数：40台
- 3 駐輪場の収容台数：59台
- 4 荷さばき施設の面積：52㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：9m³
- 6 開店時刻：午前9時
閉店時刻：翌午前9時(24時間営業)
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前8時～翌午前8時
- 8 駐車場の出入口の数：1か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年8月16日通知

<理由>

- (1) この届出は、営業時間等の変更で、夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は、一部の地点で基準を超過するものの、保全対象側では基準以下であることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく浦安市の意見については、
 - ①について、お客様及び従業員にアイドリングストップ禁止看板を設置し周知しております。
 - ②について、営業中の自主防犯対策として、駐車場内に適切な照度の照明設備を設置します。店内および敷地内で問題が生じた場合は警察に通報し対処いたします。また、適宜店内外を従業員等が巡回します。
その他、地域や市、警察等から防犯に対する協力要請があれば、検討し、適宜協力してまいります。
 - ③について、特定施設の設置について、騒音規制法、振動規制法、浦安市環境保全条例で定められた規制基準を遵守致します。
としており、適切な対応がとられると認められること。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 イズミヤ八千代店
- 2 所在地 八千代市村上字鏡作1229番地ほか
- 3 建物設置者 イズミヤ株式会社 代表取締役 坂田俊博
- 4 小売業者名 イズミヤ株式会社（業種：食料品・日用品店）ほか
- 5 変更しようとする事項

（1）駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 718台

（変更後） 651台

（2）駐車場の出入口の数及び位置

（変更前） 5か所

（変更後） 4か所

- 6 変更年月日 平成22年11月12日

7 処理経過

- （1）届出日 平成22年3月11日
- （2）公告縦覧期間 平成22年3月26日～平成22年7月26日
- （3）説明会 平成22年4月5日 不要承認済み

8 市町村・住民等の意見

- （1）八千代市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年8月23日通知

<理由>

- （1）この届出は、駐車場の位置変更、収容台数の減及び自動車の出入口の数の減であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- （2）法第8条第1項に基づく八千代市及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。
- （3）千葉県大規模小売店舗立地連絡調整会議委員に意見を聴いたところ、意見がなかったこと。

- 1 店舗面積：9,975㎡
- 2 駐車場の収容台数：651台
- 3 駐輪場の収容台数：301台
- 4 荷さばき施設の面積：151㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：46m³
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～午後11時30分
ただし、年間30日に限り午前8時30分
分から
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後7時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 千葉鑑定団リサイクル館
- 2 所在地 酒々井町上本佐倉字外宿130番地1ほか
- 3 建物設置者 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保允誉
- 4 小売業者名 株式会社徳純(業種：リサイクルショップ)
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 小売業を行う者の閉店時刻
 (変更前) 午後9時
 (変更後) 翌午前10時(24時間営業)
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分～午後9時30分
 (変更後) 午前9時30分～翌午前9時30分
- 6 変更年月日 平成22年4月22日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成22年4月2日
 - (2) 公告縦覧期間 平成22年4月23日～平成22年8月23日
 - (3) 説明会 平成22年4月16日 プリミエール酒々井
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 酒々井町の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- 1 店舗面積：5,864㎡
- 2 駐車場の収容台数：298台
- 3 駐輪場の収容台数：72台
- 4 荷さばき施設の面積：48㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：40㎡
- 6 開店時刻：午前10時
閉店時刻：翌午前10時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前9時30分～翌午前9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後10時

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年8月31日通知

<理由>

- (1) この届出は、営業時間の変更で、夜間に及ぶ変更であり、騒音の予測結果は、一部の地点で基準を超過し、保全対象側でも超過するが、地主で了解を得ていることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく酒々井町及び同条第2項に基づく住民の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 東部ビルサンショッピングセンター本八幡店
- 2 所在地 市川市南八幡四丁目9番1号
- 3 建物設置者 東部物産貿易株式会社 代表取締役 中野 正
- 4 小売業者名 株式会社長崎屋（業種：衣料食料品店）ほか
- 5 変更しようとする事項

（1）駐輪場の位置

（変更前） 127台

（変更後） 127台

（2）小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前10時（年間70日に限り午前9時）から午後11時

（変更後）午前8時から翌午前1時

（3）来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時から翌午前2時

（変更後）午前7時30分から翌午前2時

- 6 変更年月日 平成22年3月31日

7 処理経過

- （1）届出日 平成22年3月25日
- （2）公告縦覧期間 平成22年4月16日～平成22年8月16日
- （3）説明会 平成22年3月30日

8 市町村・住民等の意見

- （1）市川市の意見 なし
- （2）住民等の意見 なし

第2 県の意見

「意見なし」 平成22年8月23日通知

<理由>

- （1）この届出は、駐輪場の位置の変更と閉店時刻を繰下げ及び駐車場利用時間の変更で夜間に及び変更であり、騒音の予測結果は、一部の地点で基準値を超過するものの保全対象側では基準以下であることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であるものと認められること。
- （2）法第8条第1項に基づく市川市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：7,551㎡
- 2 駐車場の収容台数：42台
- 3 駐輪場の収容台数：127台
- 4 荷さばき施設の面積：91㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：69㎡
- 6 開店時刻：午前8時
閉店時刻：午前1時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前7時30分～翌午前2時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：
午前6時～午後9時

